

第1章 京都府少子化対策基本計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

京都府では、平成27年の合計特殊出生率が1.26と4年連続で全国ワースト2位であるとともに、出生数についても2年連続して2万人を切るなど、少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

しかし、府民を対象とした実態調査の結果を見ると、条件や環境を整えば家庭を持ちたい、子どもを産み育てたいという府民の希望は高いものがあります。

また、子どもが心身ともに健やかに育ち、子どもの笑顔があふれる社会の実現は、子どもを産み育てる者に喜びを与えるものと考えます。

府民の希望が成就し、喜びを実感できる社会の実現を目指して、平成28年4月に「京都府少子化対策条例」を施行したところです。

本計画は、京都府少子化対策条例第11条に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

少子化は、社会的な制度やシステムをはじめ、複数の要因が複雑に絡み合った結果であることや、地域の状況等により要因が異なることから、少子化対策は、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等幅広い分野との連携が必要です。

また、少子化対策は、行政だけで解決できるものではなく、府民・事業者・学校・関係団体等あらゆる主体が自らの課題ととらえ、連携・協働していくことが何よりも重要です。

京都府少子化対策基本計画は、こうした少子化の要因や少子化対策の視点に基づき、京都府子育て支援新計画や京都府地域戦略等、京都府の関連する計画と連携するとともに、少子化対策を社会全体で進める仕組みをつくり、オール京都で総合的かつ計画的に施策を推進していくこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は、京都府少子化対策条例第11条の規定により、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

3 計画の期間

本計画は、平成29年4月から平成32年3月までの3年間とします。

